



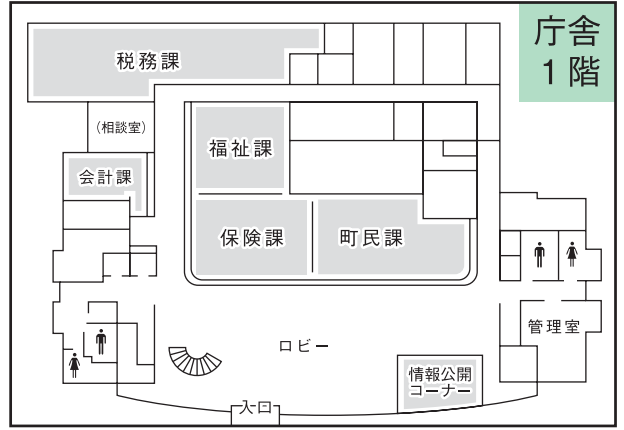
4月1日から役場が変わります

町民課は、今までどおり戸籍や住民票の発行、印鑑登録、国民年金に関する事務のほか、4月からは、皆さんに直接関係する「ごみや環境に関すること」も担当します。

また、**地縁団体やコミュニティ事業**に関すること、**交通安全や交通災害共済**に関することも担当します。

**戸籍 住民票 印鑑登録 火葬許可
国民年金 ごみの収集・運搬 墓地
環境保全 畜犬登録 害虫
地縁団体 コミュニティ事業
ボランティア 交通安全
交通災害共済 など**

町民課



福祉課

**生活保護 遺族援護 民生・児童委員
障害者福祉 障害者手当
重度心身障害者医療 保育所
児童手当 乳幼児・母子医療
子育て支援 人権対策 家庭内暴力
など**

福祉課は、生活保護に関することや、障害者福祉、保育所をはじめとする児童福祉、配偶者による暴力など人権問題のほか、4月からは次の医療について担当します。窓口が町民課から変更になります。

**重度心身障害者医療
重度の身体・知的障害者に対する医療
乳幼児・母子医療
乳幼児や母子に対する医療**

保険課 (新設)

**国民健康保険 退職者医療
後期高齢者医療 介護保険料
介護給付 など**

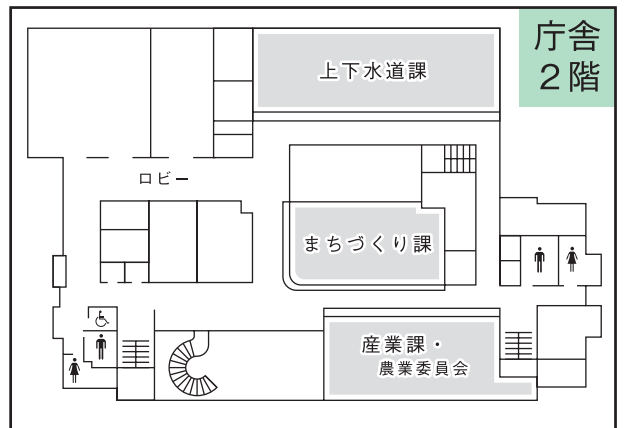
保険課は新しく設置する課です。国民健康保険に関すること（保険料を除く）や、退職者の医療、後期高齢者医療に関する事務を担当します。

また、介護保険のうち、介護保険料と介護給付などを担当することによって、国民健康保険などとあわせて、**保険に関することを一元的に担当**します。

そのほか、庁舎1階では、より透明性の高い町づくりを進めるため、会計課の北側にあった情報公開コーナーを、皆さんが利用しやすいようロビーに移動します。

それにより空いた一室を、相談室として利用することで、相談者のプライバシーに配慮した、より相談しやすい場所を確保します。

なお、税務課・会計課は従来の業務と変更はありません。



庁舎2階では、入札や検査などを行っていた監理課が、財政課に編入されることにより3階に移動します。法定外公共用財産については、財政課が担当します。

産業課で行っていた土地改良事業をまちづくり課に統合し、**土木工事**に関することは一括してまちづくり課が担当します。

そのほか、生活環境課が担当していた**合併処理浄化槽**に関することは、上下水道課に変わります。